元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(組織的な取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

新規就農者受入協議会、営農組織、農業者組織、農業者団体、外部組織(他産業、他地域等の参入) 等

4 支援内容

- (1) 補助要件:
 - 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取組みであること
 - 取組み状況を積極的に発信すること
- (2) 対象経費:

事業目標(販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等)の実現に直接的に必要な事業に要する経費

- ※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に 肥育の用に供する家畜の購入費は対象外
- (3) 補助率:県1/3、市町村1/6
 - ※ 県域の事業の場合、補助率1/2 (市町村による協調補助なし)
- (4) 補助対象経費上限額:800万円(ソフト単独の場合30万円)

5 募集期間

- (1) **募集期間**: 令和6年度の募集は終了しております。
- (2) 申請書類(様式)の入手先:最寄りの市町村、県ホームページから入手
- (3) 申込み先:最寄りの市町村

(県域の取組みの場合、各総合支庁農業振興課)

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名·課名:農林水産部農業経営·所得向上推進課
- (2) 担当(係)名:農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号:023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名:各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名:地域農政担当
- (3) 電 話 番 号:村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者 等

4 支援内容

- (1) 補助要件
 - 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること
- (2) 対象経費

事業目標(経営発展)の実現に直接的に必要な事業に要する経費

- ※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に 肥育の用に供する家畜の購入費は対象外
- (3) 補助率:県1/3、市町村1/6
- (4) 補助対象経費上限額:500万円

5 募集期間

- (1) 募集期間:令和6年度の募集は終了しております。
- (2) 申請書類(様式)の入手先:最寄りの市町村、県ホームページから入手
- (3) 申込み先:最寄りの市町村

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名·課名:農林水産部農業経営·所得向上推進課
- (2) 担当(係)名:農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号:023-630-2464

【総合支庁】

- (1) **機関名・課名**:各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名:地域農政担当
- (3) 電 話 番 号:村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319 置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (多様な人材の活躍促進の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、多様な人材(女性や障がい者等)の農業への積極的な参画や働きやすい環境づくりに向けた取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、その他法人等

4 支援内容

- (1) 補助要件:
 - 多様な人材の農業における活躍促進や労働環境改善の取組みであること
 - 取組み状況を積極的に発信すること
- (2) 対象経費:

事業目標(多様な人材の従事日数の増加、新たな農業者グループの設立、農業者団体の組合員の増加等)の実現に直接的に必要な事業に要する経費

- ※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥 育の用に供する家畜の購入費は対象外
- (3) 補 助 率:ハード事業の場合、補助率 県1/3、市町村1/6 ※県域の取組みの場合、補助率1/2(市町村による協調補助なし)ソ フト事業の場合、定額(上限 県20万円、市町村10万円)
- (4) 補助対象経費上限額:ハード事業の場合・・・200万円 ソフト事業の場合・・・30万円

5 募集期間

- (1) 募集期間:令和6年度の募集は終了しております。
- (2) 申請書類(様式)の入手先:最寄りの市町村、県ホームページから入手
- (3) 申込み先:最寄りの市町村

(県域の事業の場合、各総合支庁農業振興課)

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名·課名:農林水産部農業経営·所得向上推進課
- (2) 担当(係)名:農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号:023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名·課名:各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名:地域農政担当

(3) 電 話 番 号:村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (担い手による営農定着の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やUターン就農者、半農半Xなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者以外の新規就農者 等

4 支援内容

- (1) 補助要件:
 - 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること
- (2) 対象経費:

| 営農定着に直接的に必要な事業(施設修繕や農業機械の導入・整備)に要する経 費

- ※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に 肥育の用に供する家畜の購入費は対象外
- (3) 補助率:県1/3、市町村1/6
- (4) 補助対象経費上限額:200万円

5 募集期間

- (1) 募集期間:令和6年度の募集は終了しております。
- (2) 申請書類(様式)の入手先:最寄りの市町村、県ホームページから入手
- (3) 申込み先:最寄りの市町村

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名·課名:農林水産部農業経営·所得向上推進課
- (2) 担当(係)名:農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号:023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名:各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名:地域農政担当
- (3) 電 話 番号:村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

経営継承準備支援

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農業経営の第三者継承を行う場合に経営移譲者が負担する、専門家等による資産評価や譲渡契約締結等の経費経営移譲にかかる経費の一部を助成します。

3 利用対象者

経営継承を経営継承相談ワンストップ窓口(やまがた農業支援センター)に相談し、 第三者継承に向け移譲者と継承者の合意がなされている農業者(経営移譲希望者)の 方

4 支援内容

(1) 補助要件:経営移譲希望者(農業者)と経営継承希望者(新規就農者)の間で 第三者継承の合意がなされていること又は合意がなされることが確 実と見込まれること

(2) 対象経費:不動産鑑定、契約書作成及び不動産登記等に要する経費、農業用機械価格査定等に要する経費等

(3) 補助 率:対象経費の1/2又は50万円のいずれか低い額

(4) 補助上限額:50万円

5 募集期間

(1) 募集期間:令和6年4月上旬以降随時(予定)(2) 申込み先:(公財)やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【(公財)やまがた農業支援センター】

(1) 機関名・課名:(公財)やまがた農業支援センター

(2) 担当(係)名:新規就農担い手支援課

(3) 電話番号:023-641-1117

【県庁】

(1) 機関名·課名:農林水産部農業経営·所得向上推進課

(2) 担当(係)名:農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号:023-630-2464

新規就農者育成総合対策等事業費補助金 (経営開始支援)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域の農業の担い手としてだけではなく、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な人材であるUターンによる親元就農者や半農半Xで就農を希望する方の就農開始を支援します。

3 利用対象者

県外からの移住者で新たに農業を始めるUターン就農者や半農半Xの方 等

4 支援内容

- (1) 補助要件: 次に該当する認定新規就農者以外の方で、2年以上の営農継続の見 込みがある方(65歳未満)に対する助成
 - ① 県外からのUターン等で家族経営協定等を締結し、親の経営に専 従者として就農する方
 - ② 農地を確保済み又は確保が確実と認められる方
- (2) 対象経費: 営農開始時に必要な経費
- (3) 補 助 率:定額
- (4) 補助上限額: 75万円 最長1年間

5 募集期間

- (1) 募集期間:最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申込み先:最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名·課名:農林水産部農業経営·所得向上推進課
- (2) 担当(係)名:農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号:023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名·課名:各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名:(村山)農産振興担当、(村山以外)地域農政担当
- (3) 電 話 番号:村山総合支庁農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

GAP認証取得支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

環境負荷低減に取り組む団体が国際水準GAP(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、IGAP)の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

3 利用対象者

農業法人(一戸一法人は除く)、農業者が組織する団体、農業協同組合 ※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び 団体事務局を有する組織が対象となります。

4 支援内容

- (1) 補助要件:
 - 国際水準GAP (GLOBALG. A. P. 、ASIAGAP、JGAP) の団体 認証を取得すること
 - 環境負荷低減に配慮した取組みを行うこと

<取組例> ・ I PM (総合的病害虫・雑草管理) に基づいた農薬使用量の削減

- ・適正な施肥設計による化学肥料の使用量の低減
- ・水田からのメタンの発生量を削減するための中干し期間の延長 等
- (2) 対象経費:認証審査に要する費用
- (3) 補助率:定額
- (4) 補助上限額:①審査費用 取得する認証の種類ごとに以下のとおり

GLOBALG.A.P.29万5千円×(団体の構成員数の平方根+2)

A S I A G A P 15万円× (団体の構成員数の平方根+2)

JGAP 13万円×(団体の構成員数の平方根+2)

②審査員旅費 実費の1/2

5 募集期間

(1) 募集期間:随時、お問い合わせください

- (2) 申請書類(様式)の入手先:農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先:農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名:農林水産部農業技術環境課

- (2) 担当(係)名:農産物安全担当
- (3) 電話番号:023-630-2408

農山漁村振興交付金(農村RMOモデル形成支援)

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

集落機能の維持・強化を図るため、地域の協議会が行う農村型地域運営組織(農村 RMO*)の形成に向けた将来ビジョンの策定等の取組みに支援します。

※農村RMO:複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを 行う組織

3 利用対象者

その他(複数の集落を含む地域協議会)

4 支援内容

- (1) 補助要件:
 - ○対象地域:地域振興立法8法*指定地域等
 - ※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、 離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか
- (2) 対象経費:将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を実施するために必要な経費
- (3) 補助率:定額(上限1,000万円)
- (4) 事業期間:上限3年間

5 募集期間

- (1) **募集期間**: 令和6年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性 もありますので、ご相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類(様式)の入手先:各総合支庁農村計画課
- (3) 申込み先:各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名·課名:農林水産部農村計画課
- (2) 担当(係)名:中山間棚田・農村づくり担当
- (3) 電話番号:023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名·課名:各総合支庁農村計画課
- (2) 担当·電話番号:

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389 (企画担当)

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339 (企画担当)

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055 (地域保全担当)

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549 (企画担当)

さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

収穫時期の集中を避けるため、栽培面積全体の約7割を占める「佐藤錦」から晩生種等への改植に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業協同組合、青果物卸売業者、農業者・農業法人が組織する団体

4 支援内容

- (1) 補助要件
 - ① 改植本数が1取組主体(農業者又は農業法人)につき3本以上であること
 - ② 取組主体ごとに改植計画及び植栽図を提出すること
 - ③ 令和7年3月末までに植栽を完了すること
 - ④ 植栽から4年以内に改植前の「佐藤錦」を伐採すること
 - ⑤ 重複する国又は県の補助事業を活用していないこと
- (2) 対象経費

「佐藤錦」から晩生種等(※)への改植に要する経費

- ※「佐藤錦」と収穫時期を分散できる以下6品種 やまがた紅王(山形C12号)、紅秀峰、紅てまり、大将錦、紅さやか、紅 ゆたか
- (3) 補助率

定額〔2,000円/本〕

5 募集期間

- (1) 募集期間:令和6年10月~令和7年3月
- (1) 募集期間:(予算額に達した時点で受付を終了させていただきます)
- (2) 申請書類(様式)の入手先:農林水産部園芸大国推進課
- (3) **申込み先**: JA、出荷団体等
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名·課名:農林水産部園芸大国推進課
 - (2) 担当(係)名:果樹振興担当
 - (3) 電話番号:023-630-2453